

第二十一編 労働立法

概説

資本家の烈しい反対のため骨抜同様となつて、漸く明治四十四年法律となり大正五年九月から實施された工場法、其の實施と同時に公布せられた工場法施行令、工場法施行規則、同じく大正五年の制定にかゝる鑛業法、鑛夫勞役扶助規則等が不完全乍ら労働者を保護しつゝある一方、治安警察法が嚴存して労働運動の正常なる發達を妨げて居る、是が昨年末に於ける我が労働立法の状態であつた。

さらば本大正十年は我が労働立法に何物を加へ得たであらうか。職業紹介法と黄燐燐寸製造禁止法との二法律の制定が其の總てである。そしてワシントンに於ける第一回國際労働總會の決議による工場法其他の改正も八釜しい治安警察法第十七條の撤廢も遂に行はるゝに至らなかつた。法案としては工業労働法案、小作法案、労働委員會議法案の三つが其の主なるものである。

労働問題の根本的解決を労働立法に求める事が出来ないのは勿論であるが、フランスでは一大労働法典の編纂が着々歩を進め其の他の歐米諸國でも種々の労働立法がなされるのを見る時に我が労働立法の現状の餘りに幼稚なるを嘆ぜざるを得ない。

尙ほ本年制定された借地借家兩法及び住宅組合法は直接労働者に關係なく従つて労働立法とは云ひ得ないが一の社會的立法として多少の關係なきにしも非ざるべきを思ひ之を記す事とした。

第一 法律

職業紹介法

政府は昨年の財界變動以來續出しつゝある失業者を救済するため職業紹介法制定の意あり既に本年一月社會事業調査會に於て該法要綱を決定した。三月に至るや之に二三の修正を加へたる職業紹介法案を議會に提出したが無事兩院を通過し四月九日其の公布を見た。本法は又第一回國際労働總會の決議にも副ふものである。今其の大要を

示せば左の如くである。

(一) 職業紹介の事務は國の事務として之を統括し其の一部は市町村長をして之を管掌せしむること

(二) 市町村をして其の負擔に依り無料の職業紹介所を經營せしめ國庫は之に對し相當の補助を爲すこと職業紹介所設置の必要を認めらるゝ市町村にして之を設置せざるときは勅令の定むる所により内務大臣は其の設置を命じ得ること

(三) 市町村に非ざるものも行政官廳の許可を受くるときは無料の職業紹介所を設置し得ること

(四) 職業紹介所事業の聯絡統一を圖る爲中央及地方に職業紹介事務局を設くること

(五) 職業紹介所事業の經營に關し職業紹介委員會を置くこと

(六) 職業紹介所の設備管理並に職業紹介所事業の聯絡統一に必要な事項を命令を以て定むること

(七) 職業紹介事業は内務大臣及び職業紹介事務局の長之を監督すること但し職業紹介事務局の設置せらるゝ迄は内務大臣地方長官及び郡長之を監督すること

(八) 有料又は營利の職業紹介事業に關する事項は別に命令を以て之を定むること

(九) 本法施行の際現に存する職業紹介所にして市町村の經營に係るものは本法によりて設置したるものと看做し市町村に非ざる者の經營に係る無料の職業紹介所に付ては勅令の定むる期間内に行政官廳の許可を受けしむること

本法は七月一日より施行。該法施行に關する細則同法施行令及び同法施行規則は六月二十九日公布せられ同時に全國職業紹介事業の聯絡統一機關として財團法人協調會が指定された。

黃燐々寸製造禁止法

歐洲諸國に於ては黃燐を原料として燐寸を製造輸入又は販賣する事を禁止するの必要を感じ既に千九百六年燐寸の製造に於て黃燐の使用禁止を目的とする「ベルヌ」條約を締結したのであるが第一回國際勞働總會に於て此の條約に加盟せざる國々に於ても之が禁止をなさん事を勸告するに決したので我が國に於ても此の勸告を容れる事となり政府は第四十四議會に黃燐々寸製造禁止法業を提出した。此の法案は無事兩院を通過したので四月十一日公布せられた。施行期日は大正十一年七月一日であるが本法施行前の營業者に限り一ヶ年の猶豫期間がある。

借地及び借家法

勞働立法

政府は都市に於ける土地建物の賃貸借契約の實情に鑑み借地借家に關する法律關係を明確にし所有者の權利を確保すると共に借地借家人を保護するの必要ありとなし第四十四議會に借地借家兩法案を提出した。借地法案は既に第四十一議會に提出された事があり又借地借家兩法案は第四十三議會にも提出されたのであるが兩度とも審議未了に終つたので再び今期議會に提出したのである。

此の兩法案は先づ一月二十四日衆議院へ提出されたが、委員會に於て憲政會側より借地法案に就き借地權に無登記對抗力を與ふる事、借地權の存續期間、建物の時價及び地代又は借地の額に關する争は區裁判所當事者の申請により決定する事、又借家法案に就ては賃借人が營業の爲めに使用せる建物に就いて營業に必要な設備は造作と看做す事、第四條は削除する事、造作の代價又は借賃の額の争は區裁判所の決定となす事等の修正意見が出たが少數で破れ、借地借家に關し起るべき紛争の調停機關を設

けられたしとの希望條件附にて原案可決二月二十二日の本會議を通過した。

貴族院に於ては三月二十五日の委員會に於て江木翼氏より左の修正案提出即ち

- 一、借地法案に付き第三條の次に第四條として借地權消滅の場合に於て建物ある時は借地權者は契約の更新を請求するべきを得土地所有者は契約の更新を欲せざるべきは時價を以て建物其他借地權者が權原に依りて土地に附屬せしめたるものを買取るべきことを請求するべきを得
- 一、第九條中建物の下に其他借地權者が權原に依りて土地に附屬せしめたるものを加ふる事

其他以上二點の修正に伴ひ當然改正しなければならぬ點を修正すべき旨を附加し池田正時氏より借家法案第三條、第四條、第十一條中「二年を六ヶ月」と改むべしとの修正案を提出し次いで内田嘉吉氏より左の希望條件の提出あり

- (一)借地借家に關する紛争を簡易に解決する爲裁判所の外に別個の機關を設くる事右の爲別に法律案を來期議會に提出する事
- (二)小額借賃の住宅供給を潤澤ならしむる目的を以て建築會社に關する法律案を來期議會に提出する事。

採決に入るや修正案希望條件共に可決され三月二十六日の本會議で委員會報告通り可決、衆議院亦此の修正に同意した。

かくて借地借家兩法は四月八日公布、五月十五日より施行せられた。猶ほ借家法に就ては

- (一)第七條の規定が實際上家主の家賃増額請求に對してのみ採用さるゝに過ぎざるべき事
- (二)敷金の制限に就き何等の規定なき事
- (三)第五條に所謂造作は疊建具等の有形物を主とし信用其他所謂場所代に對する保護を缺ける事
- (四)借家紛争解決のため仲裁機關に關する規定なき事等

は其の缺點であると論ぜられ又此の立法が家主に不利なるため住宅に對する放資をなすもの減少し爲に却て住宅難を大ならしむるものであるとも云はれた。要するに借家法は多少住宅難の緩和に資する所があるかも知れないが其の効果甚大なりとは思はれぬ。(住宅問題參照尙兩法律の全) (文は附録現行法規中にあり)

住宅組合法

借家法の制定は借家人生活の脅威たる借

家争議を減少せしむるに多少の効果はあるべきも著しき住宅の缺乏—全國に於ける住宅不足數は十二萬に及ぶ—より來る住宅難の解決は之を豊富なる住宅の供給に俟つの外はない。住宅組合法及び建築會社法(或は住宅會社法)は即ち此の住宅の供給を圓滑豊富ならしめんとする立法である。内務省は一月開催の社會事業調査會に住宅組合法案と住宅會社法案との要綱を提出したが後、後者を撤回し更に三月に至り住宅組合法案を議會へ提出した。其の要旨は住宅組合を法人とし組合員に住宅を供給せしむるため組合をして(一)住宅用地の取得造成借受又は組合員に對する貸付讓渡(二)住宅の建設又は購入を行はしめ以て組合に或る種の保護を與ふるにある。

此の法案は兩院を通過したが貴族院に於ては政府が目下審議中と稱する建築會社法を必ず來議會に提出すべしとの條件を附した。かくて住宅組合法は四月十二日公布せられ七月十日から實施を見た。

然し組合員一人の出資額は住宅一戸を建

設し得べき程度を最少限度とせるより見れば此の法律は比較的富裕なる中産階級のための立法にして最大多數の無産階級は度外視されて居る傾がある。且つ此の組合に對する保護の程度も地方税、登録税、印紙税の三種の免税の外三十ヶ年に限り土地收用法の適用を認むる程度の消極的保護を與ふるに過ぎないから其の前途の發達に多大の期待をなし得ぬであらうと云はれて居る。(別項住宅問題參照、尙、法の全文は附録現行法規中にあり)

第二 法案

治安警察法改正法案

現行治安警察法の改正は今年も亦議會の問題となつたが論議の中心なる同法第十七條の改正は政府側の反對に遇ひ既に委員會に於て否決された。今第四十四議會に於ける同法改正問題の經過を左に略述して見よう。

本年一月衆議院へ提出せられた治安警察法改正法案には國民黨案、憲政會案、政友

會案、無所屬案の四つがあるが論難の中心たる第十七條の改正を提議して居るのは前二者のみに過ぎない、即ち國民黨案は同條の削除を、憲政會案は同案の一部改正（同條中「シ又ハ第二號ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動」ヲ削ル）を提議して居る。尙國民黨案を除き他の三案は何れも女子の政談集合或は政治結社加入を認めんとして居るが茲には此の問題に觸れないで置く。

此等の諸案は何れも宮古啓三郎氏を委員長とする委員に附託され二月七日委員會開催、各案に就き夫れ々提出理由の説明あり質問に入つた。

竹田徳三郎氏 第十七條は労働者の自衛に支障を生ずるから之を撤回するの趣旨であるとすれば同盟罷業権を認めたる事なる、罷業権の濫用を阻止する事も亦必要であるが如何
板野友造氏 労働者の権利行使が必要以上に涉りたる如き場合は他の刑罰法規に觸るべきを以て案ずるには及ばぬ従つて本條の撤廢を必要とする。

河村警保局長 (一)十七條は資本家にも適用あり之が削除の後資本家の同盟煽動誘惑に對しては如何に處置すべきであるか(二)暴行脅迫は親告罪であるが同盟罷業の場合の如き多數者の煽動等により親告なき場合が多い之が取締如何(三)罷業権に關する見解如何

板野氏 (一)労働者と資本家の地位の優劣より見て此の必要を説くものであつて資本家にはさまでの必要を認めない(二)親告せざるものは如何ともし難い(三)法律上の権利ではないが或ものに對抗するは人の自由にして當然である。

次いで河村局長歐米のブラックリスト其他資本家横暴の例を示して更に反駁する所があつた、後岩切重雄及び土屋興兩氏の十七條と労働組合との關係其の他に關する二三質問あり河村局長之に應答した。

土屋氏 罷業権を認めざるに於ては労働組合は單なる共済組合に終る事になりはしないか
河村局長 罷業権は法律上に根據なき事實として認むる外なく之を權利ありさしめない迄である、同盟罷業を壓迫するの趣旨ではない

かくて政府當局は第十七條の改正に反對して散會。二十三日更に委員會開催
小山松壽氏 提案の治安警察法一部の改正は労働問題解決の一助たらしめんとするにある。傳ふる所によれば政府は内務農商務兩省に於て労働立法に着手中であるを聞く、其の經過に關し當局の辯明を求めたい

河村局長 政府は目下労働立法立案中であるが餘程の研究を要する問題であつて今尙決定に至らぬ又十七條中の誘惑煽動の文字は今日俄かに之を削除し難き社會事情にありと信ずる

を以て政府は之を削除するの意がない

其他種々の問答があつた後委員長指名による小委員會開催四案を一括して其の修正取捨に關し打ち合す所があり再開後小委員會は多數を以て第五條第二項中の「女子及」の削除其の他輕禁錮、重禁錮等用語の修正を含む修正案を作成した旨報告し採決の結果右修正案多數にて可決、治安警察法改正の眼目たる第十七條の改正は委員會に於て既に否決された。

工業労働法案

政府がワシントン労働總會の決議に基き新たに作製し第四十四議會に提出すると傳へられし工業労働法案なるもの左の如くである。然し此の法案は遂に提出されなかつた。

工業労働法案

第一條 本法に於て工業と稱するは左の各號の

- 一、該當する事業を謂ふ
- 一、鑛業砂鑛業、石切業其他主務大臣の指定する鑛物採取業
- 二、製造加工選別包裝又は解體を爲す事業及電氣又は動力の發生變壓又は傳導を爲す事業

三、土木建設其他の工事

四、道路鐵道軌道海路又は内地水路に依る運送但し主として人力に依るものを除く

五、船着場又は倉庫に於ける積卸

前項に掲げたる事業中本法の適用に付工業と看做さざるものは勅令を以て之を定む

第二條 工業主は十四歳未満の者をして工業に就業せしむることを得ず但し十二歳以上の者にして尋常小學校の教科を修了したるものに就ては此限に在らず

第三條 工業主は従業者をして一日に付九時間半一週に付五十七時間を超えて就業せしむることを得ず但し生絲製造業に在りては一日に付十時間一週に付六十時間就業せしむることを得

工業主は十六歳未満の者及第一條第一項第一號に掲げたる事業の従業者にして坑内に於て就業するものをして一日に付八時間一週に四十八時間を超えて就業せしむることを得ず

第四條 左の各號の一に該當する場合に於ては前條の制限に依らざることを得

一、従業者を二組以上に分ち交替に就業せしむるとき此場合に於ては三週間を超えざる一

期間の就業時間は之を一週に平均して前條に定めたる就業時間を超ゆることを得ず

前項第二號に掲げたる業務の種類は主務大臣之を指定す

第五條 慣習又は工業主團體及従業者團體間の協定に依り一週中の一日又は數日の就業時間を第三條の就業時間以下と爲したるときは行政官廳の許可又は當該團體間の協定に依り其週間に於ける他の日の就業時間を一日に付一時間以内延長することを得但し當該週間の就業時間は第三條に定めたる一週の就業時間を超ゆることを得ず

工業主又は従業者にして其團體を組織せざるものに在りては其代表者前項の協定を爲すことを得

第六條 第三條の規定に依ることを得ざる特殊の事由ある場合に於ては工業主團體及従業者團體間の協定に依り行政官廳の許可を得て同條の規定に異りたる就業時間の定を爲すことを得但し協定中に定めたる一期間の就業時間は之を一週に平均して同條に業めたる一週の就業時間を超ゆることを得ず

第七條 工業主は命令の定むる所に依り左の各號の一に該當する業務の従業者をして前四條の規定に依る就業時間を超えて就業せしむることを得

一、一般作業の準備又は残務處理の業務

二、性質上同歇的に作業を爲す業務

第八條 季節の關係其他の事由に因り業務繁忙なる場合に於ては工業主は命令の定むる所に依り従業者をして前四條の規定に依る就業時間を超えて就業せしむることを得

前項の超過時間に對する賃金の増加率は普通賃金率の百分の二十五を下ることを得ず

第九條 工業主は前五條の規定に拘らず一日に付十六歳未満の者をして九時間女子をして十一時間を超えて就業せしむることを得ず

第十條 始業より終業迄の時間は休憩時間を合算して前七條の規定に依る就業時間より二時間を超えることを得ず

坑内に於て就業する者に付ては坑口に入りたる時を以て始業の時坑口を出でたる時を以て終業の時と看做す但し特殊の事由ある場合に於ては工業主は行政官廳の許可を得て他の時を以て始業又は終業の時を爲すことを得

第十一條 工業主は十六歳未満の者及女子をして午後十時より午前五時に至る時間を含む十一時間の繼續時間内就業せしむることを得ず

第十二條 左の各號の一に該當する場合に於ては前條の制限に依らざることを得

一、急速に腐敗し又は變質するの虞ある原料又は材料を使用する爲め一時に作業を爲すことを必要とする業務に十六歳以上の女子をして就業せしむるとき

二、第一條第一項第四號に掲げたる事業又は同條同項第五號に掲げたる事業に十六歳以上の女子を就業せしむるとき

三、石炭鑛業又は亞炭鑛業に十六歳未満の男子を二組以上に分ち交替に就業せしむるとき

前項第三號の場合に於ては終業時より始業時迄の間に存する間隔は十五時間を下ることを得ず但し特殊の事情ある場合に於ては十三時

間迄之を短縮することを得

第十三條 工業主は一日就業時間が六時間を超ゆるときは少くとも三十分、九時間を超ゆるときは少くとも一時間の休憩時間を就業時間の間に設くべし

作業の性質上前項の規定に依り難きものに在りては行政官廳の許可を得て休憩時間を設けざることを得但し十六歳未満の者及女子に就ては此の限に在らず従業者を二組以上に分ち交替に午後十時より午前五時に至る間に於て就業せしむるときは一週間を超えざる期間毎に其の就業時を轉換すべし

第十四條 工業主は従業者に對し毎週少くとも一日二十四時間繼續する休日を設くべし

第十四條第一項第二號に掲げたる業務に在りては三週間を超えざる期間内に少くとも三回の二十四時間繼續する休日を設くべし但し内一回は同一年内の他の日を以て之に代ふることを得

第一條第一項第一號及第三號に掲げたる事業にして天候の關係上終日就業を妨げられたるものに在りては其の就業を妨げられたる日を以て其の日より四週間内に第一項の規定に依り設けらるべき休日に代ふる事を得

第十五條 第三條第十三條及前條の規定は監督若し管理の地位に在る者又は機密の事務を處理する者に之を適用せず

第十六條 天災事變の爲又は事變の虞ある爲必要ある場合に於ては主務大臣は事業の種類及地域を限り第三條第九條乃至第十一條、第十

三條及第十四條の規定の適用を停止することを得

避くべからざる事由に因り臨時必要ある場合に於ては工業主は三日間を限り第三條及第九條の規定に拘らず就業時間を延長し、第十一條の規定に拘らず十六歳以上の女子をして就業せしめ又は第十四條の休日に従業者をして就業せしむることを得但し其の必要ある期間三月を超ゆるときは行政官廳の許可を受くべし

工業の平常の作業に對する重大なる障礙を除去する爲機械又は工業設備に付緊急の處置を施す必要ある場合に於ては工業主は第三條及第九條の規定に拘らず就業時間を延長することを得

第十七條 本法の就業時間には休憩時間を含まざるものとす
就業時間は就業場所を異にする場合と雖も之を通算す

第十八條 工業主は十六歳未満の者及女子をして礦物若しくは岩石の掘採若しくは掘鑿を爲さしめ運輸中の機械若しくは動力傳導裝置の危険なる部分の掃除、注油検査若しくは修繕を爲さしめ危険なる方法に依り運輸中の機械若しくは動力傳導裝置に調帶、調索の取附け若しくは取外しを爲さしめ又は車輛の連結若しくは分離を爲さしめ其の他危険なる業務に就かしむることを得ず

第十九條 工業主は十六歳未満の者をして毒藥劇藥其他有害料品又は爆發性若しくは引火性の料品を取扱ふ業務及著敷塵埃粉末を飛散し又は

有害瓦斯を發散する場所に於ける業務其の他危険又は衛生上有害なる場所に於ける業務に就かしむることを得ず

第二十條 前二條に掲げたる業務の範圍は主務大臣之を定む前條の規定は主務大臣の定むる所に依り十六歳以上の女子に付之を適用することを得

第二十一條 工業主は六週間以内に出産することあるべき旨の醫師の診断書を提出したる者及産後六週間を経過せざる者をして就業せしむることを得ず

第二十二條 前條の規定に依り休業する女子は勅令を定むる所に依り給與を受くるものとす前項の給與に要する費用及之に關する費用は政府及工業主の負擔とす其の負擔に關する事項は勅令を以て之を定む

第二十三條 女子自ら其の生兒を哺育する場合に於ては第十三條の休憩時間の外就業時間中に於て哺育の爲一日に付各三十分二回の休憩を爲すことを得

第二十四條 工業主は第二十一條の規定に依り休業せる者又は妊娠若しくは出産に基く疾病の爲就業に適せざるに因り休業せる者を其の休業中解雇し又は之に對して休業中に満了すべき期間を附したる解雇の通告を爲すことを得ず但し出産又は流産の日より六箇月を経過したるときは此の限りに在らず

第二十五條 主務大臣は病者の就業に付制限又は禁止の限定を設くることを得

第二十六條 行政官廳は命令の定むる所に依り

工業に關し危害の豫防生命者は健康の保護又は風紀の維持の爲必要なる事項を工業主に命じ必要を認むるときは就業場所及附屬建設物並設備の全部又は一部の使用を停止することを得

第二十七條 該官吏は就業場所若しくは其附屬建設物に臨檢し又は疾病の疑ある従業者の檢診を爲すことを得此場合に於ては其帶票を携帯すべし

第二十八條 従業者自己の重大なる過失に因らずして業務上負傷し疾病に罹り又は死亡したるときは工業主は勅令の定むる所に依り本人又は其遺族を扶助すべし

第二十九條 従業者、従業者たらむとする者、若ば工業主又は其法定代理人若しくは工業管理人は従業者又は従業者たらむとする者の戸籍に關し戸籍事務を管掌する吏員又は其代理者に對し無償に證明を求むることを得

第三十條 従業者の賃金は勅令を以て定むる場合を除くの外通貨を以て毎月一回以上之を支拂ふべし

第三十一條 工業主は従業者を解雇したる場合に於ては其請求に依り雇傭の期間業務の種類技能、賃金及解雇の事由を記載したる證明書を與ふべし

第三十二條 従業者の雇入解雇周旋の取締及徒弟に關する事項は勅令を以て之を定む

第三十三條 工業主は工業に付一切の権限を有する工業管理人を選任することを得
工業主自ら工業を管理せざるときは工業管理

人を選任すべし

工業管理人の選任は行政官廳の認可を受くべし但し法人の理事會社の業務を執行する社員會社を代表する社員、取締役、業務擔當社員其他法令の規定に依り法人を代表する者及支配人の中より選任する場合は此の限に在らず

第三十四條 前條の工業管理人は本法及本法に基きて發する命令の適用に付ては工業主に代るものとす但し第二十二條及第二十八條の規定に付ては此規に在らず

工業主營業に關し成年者と同一の能力を有せざる未成年者若しくは禁治産者なる場合又は法人なる場合に於て工業管理人なきときは其法定代理人又は理事業務を執行する社員會社を代表する社員、取締役、業務擔當社員、其他法令の規定に依り法人を代表する者に付亦前項に同じ

第三十五條 左の各號の一に該當する者は千圓以下の罰金に處す

一、第二條乃至第五條、第九條乃至第十一條第十二條第二項、第十三條、第十四條、第十八條、第十九條、第二十四條、第三十條又は第四十條の規定に違反した者
二、第六條の規定に基き行政官廳の許可を得たる協定の制限を超えて従業者をして就業せしめたる者

三、第二十一條の規定に違反し妊婦若しくは産婦をして就業せしめたる者、第二十三條の規定に依る哺育の爲め休憩を爲さしめざる者又は第二十五條の規定に基きて發する命令に違反

し病者をして就業せしめたる者

四、第二十六條の規定に依る處分に從はざる者

第三十六條 左の各號の一に該當する者は五百圓以下の罰金に處す

一、第三十一條又は第三十三條第二項の規定に違反したる者
二、正當の理由なくして當該官吏の臨檢若しくは檢診を拒み若しくは之を妨げ又は其訊問に對し答辯を爲さず若しくは虚偽の陳述を爲したる者

第三十七條 工業主又は第三十四條の規定に依り工業主に代る者は其代理人戸主家族同居者雇人其他の従業者にして本法又は本法に基きて發すと命令に違背する所爲を爲したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其處罰を免るゝことを得ず但し工業の管理に付相當の注意を爲したるときは此限に在らず

工業主又は第三十四條の規定に依り工業主に代る者は従業者の年齢を知らざるの故を以て本法の處罰を免るゝことを得ず但し工業主又は第三十四條の規定に依り工業主に代る者及取扱者に過失なかりし場合は此限に在らず

第三十八條 本法に依る行政官廳の處分に不服ある者は訴願を提起し違法に權利を傷害せられたりとするときは行政訴訟を提起することを
第三十九條 第三條、第十三條、第十四條及第二十八條の規定は左に掲ぐる事業に之を適用せず但し事業の性質危険なるもの又は衛生上有害の虞あるものに在りては此の限に在らず

- 一、第一條第一項第二號に掲げたる事業にして當時十人未滿の職工を使用するもの
 - 二、第一條第一項第三號に掲げたる事業にして命令を以て定むるもの
 - 三、道路、海路又は内陸水路に依る運送
 - 四、第一條第一項第五號に掲げたる事業
- 前項但書の事業の種類は主務大臣之を指定す
- 第四十條 前條第一項に掲げたる事業に在りては工業主は一日に付十六歳未滿の者をして九時間女子をして十一時間を超えて就業せしむることを得ず此の場合に於ては始業より終業迄の時間は休憩時間を合算して就業時間より二時間を超ゆることを得ず
- 第十三條の規定は前項の従業者に之を適用す前二項の規定は監督若しくは管理の地位に在る者又は機密の事務を處理する者に之を適用せず
- 第四十一條 本法は工業主と同一の家に在る者のみをして就業せしむる場合に於ては之を適用せず
- 第四十二條 第二十一條乃至第二十四條、第二十七條及第三十三條乃至第三十七條の規定は商業に之を準用す
- 第四十三條 本法又は本法に基きて發する命令中工業管理人に關する規定及罰則は國、道府縣、郡、市町村其の他に之に準すべきもの、事業に之を適用せず
- 第四十四條 本法又は本法に基きて發する命令に依り行政官廳に屬する職務は各事業の所轄官廳之を行ふ但し國の事業に關しては其の事業を行ふ官廳をして之を行はしむることを得

労働立法

附則

- 第四十五條 本法は大正十一年七月一日より之を施行す但し第四條第一項第二項後段の規定は大正十二年七月一日より之を施行す
- 第四十六條 第二條の規定は本法施行の際十二歳以上の者を引續き就業せしむる場合には之を適用せず
- 第四十七條 本法中十六歳とあるは本法施行後三年間は之れを十五歳とす
- 第四十八條 工場法は之を廢止す
- 第四十九條 鑛業第七十一條第二號第五章、第一百條並九十八條中「第七十六條又は第七十八條」及第九十九條中「又は第七十五條の規定に違反したる者」を削り第九十七條を左の如く改む
- 第九十七條第四十四條若しくは第四十五條第二項の規定に違背したる者又は第四十五條第一項若しくは第七十三條第一項の命令に従はざる者は百五十圓以下の罰金に處す

憲政會提出の社會的諸法案

憲政會は三月十日、前議會に提出せると同様なる労働組合法案、疾病保險法案、疾病保險特別會計法案、工場法中改正法律案、鑛業法中改正法律案（十年版四八四頁参照）を衆議院へ提出し三月二十六日の委員會で種々論議せられたが遂に審議未了の儘終つ

た。

小作法案

地方農民の覺醒と共に近時漸く勃興し來つた地主對小作人の紛争を解決せんとして農商務省では昨年末小作制度調査會なるものを設け小作制度改善に關する調査立案に努めつゝあるが十月下旬に至り、同調査會特別委員會に於ける數回の審議を経たるものだと云ふ小作法案が新聞に發表された。之は一幹事の私案に過ぎないとは政府當局の辯解であるが該法案が將來制定さるゝ事あるべき小作法の骨子をなすは明かであるから其の全文を左に掲げよう。

小作權

第一條 本法に於て小作權と稱するは永小作權及耕作又は牧畜を目的とする土地賃借權、地主と稱するは小作權の目的たる土地の所有者又は賃貸人、小作人と稱するは小作權者、小作料と稱するは民法第二百七十條の小作料並小作地の使用及收益の對價として支拂ふ金錢其の他の物を謂ふ

本法に於て小作地と稱するは小作權の目的たる土地を謂ひ地主が之に附隨して其小作人に使用收益せしむる宅地、採薪地其の他の土地

立木及建物其の他の工作物を包含す
他人の土地に於て耕作又は牧畜を爲す權利に
して永小作權なるや否やに付き争ある時は永
小作權たる小作權を推定す
契約又は慣習に依り小作料の支拂に換へて勞
務に服し又は勞務に服する報酬として他人の
土地に於て耕作又は牧畜を爲す場合に於ては
小作權の設定ありたるものと看做す

小作權の存續期間

第二條 小作權の存續期間は七年以上五十年以
下とす但し開墾下年期、開拓墾下年期、新開
免租年期又は荒地起返免訴年期ある場合に於
ては其の小作權存續の最長年間の五十年に其
の年期の期間を加へたるものとす
七年以下の小作權を設定したるとき又は期間
を定めず若は期間に付疑あるときは之を七年
とす

兵役、疾病、其の他止むことを得ざる事由に
因り又は爾後三年以内に其の小作地が公衆の
利益となるべき道路、水路、建築、自作の目
的に使用せらるゝこと明なるが爲短期の小作
權を設定する必要あること明確なる場合に限
り小作審判所の判定を以て七年以下の小作權
を設定することを得
前項の小作權は之を更新することを得但し其
の期間は七年を下ることを得ず
本條の規定は永小作權たる小作權には之を適
用せず

第三條 小作權の期間満了の時より少くとも六
月前に小作人が小作權設定の更新を申込みた

るときは地主が遲滞なく小作審判所の制定を
以て之を拒みたる場合を除く外其の更新あり
たるものと看做す前項の申込ありたるときは
爾後小作權の期間満了するに至りたるときと
雖も小作審判所の判定ある迄は之を満了せざ
るものと看做す

第一項の期間にして短かき慣習ある時は其の
慣習に従ふ

第四條 小作權の期間満了の後小作人が目的物
の使用又は收益を繼續する場合に於て地主が
遲滞なく異議を述べざりし時は前契約と同一
の條件を以て更に小作權を設定したるものと
看做す

前項の規定は小作權が地主の請求に依りて消
滅する場合に之を準用す

小作權の對抗力

第五條 小作權は其の登記なきも小作地の引渡
ありたるときは爾後其の小作地に付物權を取
得したるものに對しても其の效力を取得す
民法第五百六十六條第一項及第三項の規定は
登記せざる小作權の目的たる小作地が賣買の
目的物となる場合に之を準用す

民法第五百三十三條の規定は前項の場合に之
を適用す法令に依り登記したる小作權者の取
得すべき權利は登記せざる小作權者も之を取
得す

小作權の讓渡及小作地の轉貸、賃貸

第六條 小作人は豫め地主の承諾を得たる後其
の小作權を讓渡することを得但し是と異なる習
慣ある場合に於ては小作人は其の慣習に従ふ

ことを得
地主は正當に事由ある場合を除くの外前項の
承諾を拒む事を得ず小作人が第一項の承諾を
求めたる場合に於て地主が一週間内に確答を
爲さざるときは其の承諾ありたるものと看做
す

小作權の讓渡を禁止又は制限する契約は之を
無効とす

小作權の讓渡に付争ある場合地主又は小作人
は其の判定を小作審判所に申請することを得
第一項乃至第三項の規定は永小作權たる小作
權には之を適用せず

第七條 小作人は其の小作地を轉貸することを
得ず但し兵役、疾病其の他止むことを得ざる
事由に因り其の小作を自ら爲すこと困難なる
ときに限り小作人は其の小作地を其の事由の
繼續する間他人に轉貸することを得地主、小
作人、轉借人は小作地轉貸借の事由に付小作
審判所に其の判定を申請することを得

小作地の轉貸又は賃貸は當事者の一方又は雙
方が其の旨を地主に通知するに非ざれば之を
以て地主に對抗することを得ず

第二十六條の規定は小作地と轉貸又は賃貸を
爲す小作人に之を準用す

小作權者たる産業組合が其の小作地を耕作又
は牧畜の目的を以て組合員に轉貸する場合に
は本條の規定は之を適用せず

第八條 前條第一項但書及第六十三條に代る小
作地の轉貸借ある場合に於て轉貸人が其の小
作權を抛棄したるときは之を轉借人に讓渡し

たるものと看做す

前項の規定は永小作地の賃貸借ある場合に之を準用す

第九條 轉貸借ある小作地の地主が小作權消滅の請求を爲す場合に於ては之を其の轉借人に通知せざるべきは其の轉借權は消滅せざるものと看做す

前項の通知ありたるべきは其の轉借權は其の通知の後一年を経過するに因りて消滅す但し其の消滅は收穫後、作付前、慣習に依りて定まりたる時期其の他小作人の損害最も少なき時期に非ざる時期に當る場合に於ては其の收穫の終りたるべき、慣習に依りて定まりたる時期又は爾後一年内の損害の最も少なき時期迄存続するものと看做す

本條の規定は永小作地の賃貸借ある場合に之を準用す

第十條 本法の規定は第二條乃至第四條の規定を除くの外轉貸人及轉借人間の關係に之を準用す永小作人と其の永小作地の賃借人との關係に付亦同じ

小作權の消滅

第十一條 左の各號の一に該當する場合に於ては地主は小作審判所の判定を以て其の小作權の消滅を請求する事を得但し小作權に價格ある場合に於ては其の對價を提供して請求することを要す

一、小作人が引續き三年間小作料を滞納し又は其の滞納額が二年分の小作料額以上に達したるべき

二、小作人が小作地を著しく荒蕪せしめ其の小作地に永久の損害を及ぼすべき行爲を爲したるべき

三、小作人が其の小作地を耕作又は牧畜以外の目的に繼續使用したるとき

小作權は前項の請求ありたる後一年を経過したるに由りて消滅す但し其の消滅が收穫後、作付後、慣習に依りて定まりたる時期其の他小作人の損害最も少なき時期に非ざる時期に當る場合に於ては其の收穫の終りたるべき慣習に依りて定まりたる時期又は爾後一年内の損害最も少なき時期迄存続するものと看做す

第十二條 地主は本法の規定に依るに非ざれば小作權を消滅せしむることを得ず

第十三條 小作地に質權を設定したる場合に於て地主が質權者の住所氏名を小作人に通知せざるときは小作人は地主に對して小作料の支拂ひを爲すことを得

第十四條 小作人は六月前の豫告を以て小作權を抛棄することを得但し是より短き慣習ある場合に於ては其の慣習に従ふ

前項の豫告期間は主たる作物ある場合に於ては其の收穫時期より遡りて起算するものとす

第十五條 民法施行前永久存続すべきものとして設定したる永小作權たる小作權は民法施行の日より五十年を経過したる後一年内に小作權者に於て相當の代價を支拂ひて其の小作地の所有權を買取り又は其の小作地の相當なる割合の分割を請求することを得

前項の買取又は分割ありたる場合には永小作

權は之に依りて消滅す

小作人が第一項の權利を抛棄し又は一年内に之を行使せざるべきは爾後一年内に所有者相當の代價を支拂ひて其の小作權を買取ることを得

本條の相當なる代價及相當なる割合及其の區域に付争あるときは地主又は小作人は其の判定を小作審判所に申請することを得

地主又は小作人が本條に依る權利を抛棄し又は行使せざる場合に於ては其の小作權は消滅せざるものと看做す此の場合に於ては爾後五十年を経過したるときは本條の規定を適用す

民法施行法第四十七條第三項の規定は之を削除す

小作地の賣却

第十六條 地主が其の小作地を賣却する場合に於ては其の小作地の小作人に對し賣却の相手方及價格を明示して之を買取るべきや否やを確答すべきことを催告することを要す

前項の催告ありたる場合に於て小作人が爾後一月内に之を買取るべき旨又は其の賣却に對し異議ある旨を述べたるべきは地主は之を賣却することを得ず但し小作人は正當の事由あるに非ざれば異議を述べることを得ず

前項の場合に於て小作人が催告を受けたる後一月内に確答を爲さざるべきは異議無きものと看做す小作人が之を買取るべき旨を述べたる後二月内に代價の提供を爲さざるべき及小作人が其の賣却に對し異議なきときは地主は爾後一月内に於て當初の相手方に小作人に明

示したる價額を以て之を賣却することを得
小作地の賣却に付争あるときは地主又は小作人は其の判定を小作審判所に申請することを

得
地主が本條の手續きを爲さずして小作地を賣却したるときは小作人は其の賣買の無効を小作審判所に申請することを得

小作料

第十七條 小作人は小作料を支拂ふ義務を有す
小作料の滞納ありたる場合に於ては地主は最後の二年分の小作料に付其の小作地の生産物にして其の小作人の占有する物の上に先取特權を有す

前項の先取特權は他の權利に對して優先の効力を有す但し國稅徵收法に依り徵收することを得べき請求權、共益費の先取特權、不動産保存の先取特權、不動産工事の先取特權及小作權又は小作地賃貸借の登記前に登記したる質權、抵當權に後る

第十八條 地主の變更其他の事由に依り小作料を支拂ふべき場所に變更を生じ従前よりも遠隔あり又は運搬困難となりたる場合に於ては小作人は従前の場所に於て其の支拂を爲すことを得

前項の場合に於て争あるときは地主又は小作人は其の判定を小作審判所に申請することを

得
第十九條 現物を以て支拂ふ小作料は其の年其の地方に生産したる物を普通品とす
其の小作地に生産したる物が前項の普通品に

該當せざる場合に於ては小作人は自己の生産したる物の普通品又は金錢を以て其の支拂を爲すことを得

前項の金錢は其の年其の地方に生産したる物の普通品を收穫後三月間の平均相場を以て換算したるものとす

第二十條 現物を以て小作料を支拂ふ場合に於ては收穫後三月以内に金錢を以て支拂ふ場合に於ては收穫後六月以内に其の支拂ありたるときは小作料支拂に付遲滞なきものと看做す但し當事者は書面契約を以て是と異なる支拂期日を定むることを得

第二十一條 小作人は其の小作料を分割して支拂ふことを得

前項の支拂の提供ありたるときは小作人は爾後其の部分に付ては遲滞の責に任せず

第二十二條 小作料の支拂に遲滞ある場合に於ては地主は損害賠償として年百分の五の利息を請求することを得

前項の規定に異りたる契約ある場合に於ても地主は名義の何たるを問はず年百分の十以上の利息を取得することを得ず
前項の規定は小作料の支拂に代へて消費貸借を締結したる場合に之を適用す

第二十三條 地主又は小作人は小作料の種類、品質、額換算に付争あるときは其の判定を小作審判所に申請することを得

地主小作人間に一定の割合を以て収益を分配することを條件として小作料を設定したる場合に於ける其の分配の割合に付争あるとき亦

同じ
前項の申請ありたるときは小作審判所は契約の如何に係らず其の小作地の相當小作料を判定することを要す相當小作料の判定ありたる場合に於ては其判定確定したるときは當事者の變更に拘らず申請の年次より其の相當小作料を以て小作地の小作料とす

第二十四條 相當小作料は三年間之を變更することを得ず但し一定の割合を以て収益を分配するものと定めたるものを一定の數量又は一定の金額の小作料に變更する場合及小作地の一部滅失又は一部返還の場合に於ては此限りにあらず

前項但書の場合に於て相當小作料を變更せんとするときは地主又は小作人は其の變更の制定を小作審判所に申請することを要す

第二十五條 小作人の故意又は過失に因らずして小作地の收穫減少したるときは小作人は減收の割合に應じ小作料の一次的減額を請求し其の減收著しきときは其の一次的免除を請求することを得

法令に依り地租の免除又は徵收猶豫ありたる年に於ては小作人は其の小作料の免除又は其の支拂の猶豫を請求することを得

前二項の減免又は支拂猶豫の請求に付争あるときは地主又は小作人は其の判定を小作審判所に申請することを得

前項の申請ありたるときは小作審判所は相當なる減免額及其年次又は支拂猶豫及其年次を判定することを要す

第二十六條 相當小作料の判定ありたる小作地

は敷金保證金を受け又は前拂小作料、手数料小作料設定料其の他直接間接名義の何たるを問はず相當小作料以外利益を受け物又は設備の付用料若くは代償として相當小作料の本旨に反する不當の價格を受くることを得ず

前項の規定は前條の相當減免額又は支拂猶豫の判定ありたる場合に之を準用す

費用の償還、損害賠償

第二十七條 小作人が小作地に付公租、公課其の他地主の負擔に屬する必要費を支出したるときは地主は直に其の費用を小作人に償還するを要す

第二十八條 小作人が小作地に盛土、灌漑、排水工事等の土地改良を爲し又は其の他の有益費を支出し小作地返還の際其の價格の増加が現存するときは地主は其の選擇に従ひ其の費用又は増加額を小作人に償還することを要す

第二十九條 小作人が契約の有無に拘らず法令に依り小作料の品質、俵裝、荷造其の他に關する制限を受けたるときは小作人は其の選擇に従ひ之が爲に増加したる負擔額を小作料の支拂額に應じて之と引換に支拂ふべきことを地主に請求することを得

第三十條 小作人が契約又は慣習に従ひ小作地に播種又は栽植したる作物、築造したる工作物其の他の設備にして小作地返還の際現存し第二十七條及第二十八條に依り其の費用を償還せられざるものに付ては小作人は其の際に於ける地主に對し相當なる價格を以て其の作

物、工作物又は設備を買取るべきことを請求するを得、地主又は前小作人より買受けたる作物、工作物又は設備に付亦同じ

第三十一條 前四條の償還又は請求に付争あるときは地主又は小作人は小作審判所に其の判定を申請することを得

第三十二條 小作地返還の際に残存する土地改良工作物其の他の設備は小作人の負擔に於てなしたるものと推定す

第三十三條 小作權消滅の場合に於て小作人は第二十七條及第二十八條の償還並に第二十九條及第三十條の支拂を受くる迄其の小作を繼續することを得

前項の場合に於て耕作の中途又は小作人の損害最も少き時期に非ざる時期に於て償還又は支拂ありたるときは其の收穫の終りたるとき又は爾後一年内の損害の最も少なき時期迄其の小作を繼續することを得

前二項の場合に於て小作人が小作を繼續する間は其の小作權は消滅せざるものと看做す但し償還又は支拂を受くべき日より二年間は之を讓渡することを得す

第三十四條 小作人が故意又は過失に因りて其の小作地を著しく荒廢せしめ若くは之を毀損したるときは地主は小作人に對し之に因りて生じたる損害の賠償を又求することを得

前項の又求に付争あるときは地主又は小作人は其の判定を小作審判所に申請することを得

小作審判所

第三十五條 小作審判所は區裁判所を以て之に

充つ

小作審判所の裁判權は區裁判所判事これを行ふ

判事二人以上を置きたる區裁判所に於ては前項の裁判權を行ふべき判事は地方裁判所長之を定む

第三十六條 小作審判所の管轄區域は區裁判所の管轄區域に依る

小作審判所に對する申請は其の小作地所在地の小作審判所の管轄とす

第三十七條 小作審判所は第二條の短期小作權の設定、第三條の拒絕、第六條の小作權の讓渡、第七條の轉貸事由、第十一條の小作權の消滅、第十五條の代價割合及區域、第十六條の小作地賣却、第十八條の小作料支拂の場所

第二十三條の相當小作料、第二十四條の相當小作料の變更、第二十五條の相當減免又は支拂猶豫、第三十一條の償還又は請求、第三十四條の賠償には裁判權を有す

前項の判定を爲すに當り小作權の存否、種類及小作地の範圍に付争あるときは小作審判所は其の判定を爲すことを得

第三十八條 小作審判所は判定に先ち各當事者に一應本法に依る仲裁契約を締結すべきことを勧告することを得

第三十九條 本法の規定に依り小作審判所に判定を申請し得べき事項に關する訴へは小作審判所の判決に對し上訴したる場合の外通常裁判所之を受理することを得ず

第四十條 小作審判所の判決は通常裁判所の判

決さ同一の効力を有す

前項の判決に不服なる者は控訴院に上訴することを得

第四十一條 小作審判所は判定を爲す場合に於て左記に該當する者より各一人の參與員を選

定して事實の判断及意見の陳述を爲さしむることを要す但し必要ありと認むるときは小作審判所は參與員を各三人と爲すことを得

一、農業に關する知識又は經驗ある地主

二、引續き三年以上農業に従事して現に自作人にして地主又は小作人に非ざる者

三、引續き三年以上農業に従事し現に小作人にして地主に非ざる者

第四十二條 左に掲ぐる者は參與員たることを得ず

一、當事者、其の親族、共同権利者及共同義務者

二、未成年者

三、小作審判所の管轄区域内に住居せざる者

四、禁治産者及準禁治産者

第四十三條 小作審判所は小作監督官其の他に判定上必要な事項の調査を囑託することを得

第四十四條 小作審判所に對し地主が自作其の他の目的を以て第三條の判定の申請を爲したる場合に於て其の意思が相當期間自作其の他

正當の事由あるに非ずして單に小作人を變更するに止まるものなるときは小作審判所は其

の申請を却下することを要す

第四十五條 本法に於て小作審判所の判定すべき相當小作料とは相當なる種類及數量又は相當なる一定金額若しくは相當なる種類及分配の割合を小作料と謂ふ

小作審判所に於て相當小作料の判定を爲すには左の事項を斟酌することを要す

一、土地の生産力

二、風水害其の他災害の多少

三、勞力、肥料其の他小作地の經營に要する小作人の支出

四、小作人の爲し又は負擔したる土地改良

五、小作人の爲し又は負擔したる現物小作料の改良

六、地主の爲し又は負擔したる土地改良

小作審判所は當事者雙方の請求又は地方の慣行に從ひ第二十五條第一項の適用なき一定金額の相當小作料を判定することを得

第四十六條 小作審判所に提出する書類には印紙を貼用することを要せず

第四十七條 本法に依り小作審判所の判定を申請し得べき事項に付て地主及小作人の契約を以て一人又は數人の仲裁人をして之を判断せしむることを得

第四十八條 仲裁契約に於て仲裁人の選定に關する定めなきときは地主及小作人は各別に一人の仲裁人を選定す

第四十九條 地主及小作人合意を以て一人の仲裁人を選定する場合に於て當事者間に合意あらざる時又は地主若しくは小作人が各別に一人又は數人の仲裁人を選定する場合に於て既に仲裁人を選定したる一方の催告ありたる後七日内に相手方が其の選定を爲さざるときは小作審判所之を選定す

第五十條 民事訴訟法中仲裁手續に關する規定は本法の仲裁に之を準用す但し管轄通常裁判所の行ふべき事項は小作審判所之を行ふ

第五十一條 小作監督官は第四十三條の調査を爲すの外命令の定むる所に依り小作に關する監督及調査を爲し小作に關する争ある場合に於ては和解を勧め地主及小作人の選定に依り仲裁人たる権限を有す

第五十二條 小作監督官は命令の定むる所に依り小作地を臨檢し耕作の状況面積其の他必要な事項を調査し又は檢見を行ひ收穫物を検査することを得

第五十三條 小作監督官は命令の定むる所に依り小作に關する證書記録其の他必要な書類の提出を命じ之を檢査し必要な場合に於ては訊問を爲すことを得

第五十四條 小作權設定の約款にして本法の規定に反する特約は之を無きものを看做す

第五十五條 第七條乃至第二十六條の規定に違反したる者は千圓以下の罰金に處す

取得したる利益は之を小作人又は轉借人に返還せしめ其の既に消費したるものは其の價額を返還せしむ

前項の返還を爲すこと能はざるときは之を沒收又は追徴す

第五十六條 第十六條の規定に違反したる者は五百圓以下の罰金に處す若し當初明示したるよりも低廉なる價額を以て之を賣却したるときは其の差額は之を沒收又は追徴す

第五十七條 地主が小作審判所の判定を以て小作權設定の更新を拒絶したる場合に於て故なく小作審判所に申立てたる自作其の他正當の目的に使用せざるときは五百圓以下の罰金又は科料に處す

第五十八條 第四十一條の參與員は刑法第九十五條、第百五十六條、第百五十七條、第百六十五條、第百六十六條、第百九十三條、第百九十七條、第百九十八條に付ては之を公務員と看做す

第五十九條 本法に依る小作監督官の職務執行を拒み若は之を妨げたる者又は訊問に對し答辯を爲さず若は虚偽の陳述を爲したる者は三百圓以下の罰金又は科料に處す

附則

第六十條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む

第六十一條 本法は本法施行の際現に存する永小作權及耕作又は牧畜を目的とする土地賃借權に之を適用す

第六十二條 本法施行前に設定したる小作權にして存續期間の定めなきもの及其の期間が本法施行の日より七年内に滿了するもの、存續期間は本法施行の日より七年とす

勞働立法

第六十三條 本法施行の際現に存する小作地の轉貸借に付ては本法施行の日より二十年間は第七條の規定を適用せず二十年後に於て第七條の規定に反する轉貸借ある場合に於て小作權の讓渡ありたるものと看做す

協調會の勞働委員會法案

財團法人協調會は我が國に於ける勞資關係の未だ深刻ならざるに先んじ勞働委員會制度を確定し協調の精神に基き交渉協議をなさしめ以て勞働紛議の惡化を未然に防止するの要ありとなし我が國情に適へる勞働委員會制度に關し調査研究を進め來つたが理事會及び常議員會の審議を重ねたる結果十月十二日總理大臣及び内務、農商務兩大臣に宛て左記勞働委員會法案を建議した。尙同會は同時に參考として勞働委員會規則例を關係方面へ配布した。

勞働委員會法

第一條 本法は常時百人以上の職工又は鑛夫を使用する工場又は鑛山に之を適用す

第二條 企業者は其の經營に係る工場又は鑛山が本法の適用を受くるに至りたる時より一年以内に勞働委員會を設け其の規則を具して行政官廳に届け出づべし

産業又は地方の狀況其の他特別の事情に依り企業者は行政官廳の認可を受け一定の期間前項の規定に依らざることを得

第三條 勞働委員會は企業者及被傭勞働者相互間の理解及び依頼に基き雇傭關係を調整し被傭勞働者の境遇の改善及産業の發達を圖ることを目的とす

勞働委員會は前項の趣旨に依り當該企業の生産能率及被傭勞働者の福利の増進に關する事項其の他被傭勞働者に共通の利害ある事項に付企業者の提案を審議し又は意見を開陳するものとす

第四條 勞働委員會規則には左の事項を規定すべし

- 一、委員會の名稱及組織
- 二、委員會の機能
- 三、委員の資格員數及任期
- 四、委員の選舉權 被選舉權及選舉手續
- 五、會議に關する事項
- 六、企業者が委員會に提案することを要する事項

第五條 勞働委員會は被傭勞働者の選出に係る委員及企業者の指名せる委員又は被傭勞働者の選出に係る委員のみを以て之を組織すべし選出委員及指名委員を以て勞働委員會を組織する場合に於ては指名委員の數は選出委員の數を越ゆることを得ず
選出委員のみを以て勞働委員會を組織する場合に於ては企業者は其の指名したる者を會議に參與せしむることを得

労働委員会の議長は委員に非ざる者より企業者之を選任することを妨げず此の場合に於ては議長は會議に於て表決をなすことを得ず

第六條 委員の選舉は單記無記名投票に依り之を行ふべし複選舉の方法に依る場合に於て選舉人の選舉に付亦同じ

第七條 會議は一年四回以上之を開くべし

第八條 企業者は委員が會議に於て發表したる意見に關し其の意に反して之を解雇することを得ず

第九條 委員は會議に於て知り得たる當該企業に關する機密を漏洩することを得ず其の委員たらざるに至りたる後亦同じ

第十條 同一の工場又は鑛山内に數個の委員會を設くる場合に於て其の各委員會が選出委員及指名委員より成るときは選出委員中より互選したる委員及企業者の指名したる委員を以て其各委員會が選出委員のみより成るときは選出委員中より互選したる委員及企業者の指名したる委員又は選出委員より互選したる委員のみを以て聯合委員會を組織すべし

第十一條 第二條第一項又は第九條の規定に違反したる者は百圓以下の罰金に處す

健康保険法案

政府は十二月上旬労働保険調査會なるものを組織し労働保険に關する種々の事項

を調査審議せしむる事となつたが十二月中旬に於ける其の第一回總會に農商務省から健康保険法案要綱なるものを提出した。(労働保険及び職工貯蓄の項参照)

借地借家調停法案

借地借家兩法も裁判所の簡易化若くは仲裁機關の設置を伴はずんば其の効少なしとなされたが、右兩法通過の際も貴衆兩院に於て、借地借家の爭議に關する調停機關を設置すべしとの希望條件を附したので、司法省では爾後審議の結果貸借兩者を代表する調停委員制を設け、之を各地方裁判所に附屬せしめ以て判事の諮問機關たらしむる方針により、左の如き法案を起草し十一月法制局に廻付した。同局にて審議の上第四十五議會に提出さるゝであらう。

借地借家調停法

第一條 土地、建物の貸借又は地代、借賃其の他借地借家關係に付爭議を生じたるときは當事者は爭議の目的たる土地又は建物の所在地を管轄する區裁判所に調停の申立を爲すことを得

當事者は合意を以て前項の區裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申立を爲すこ

ことを得
第二條 調停の申立は爭議の實情を明かにして之を爲すことを要す

第三條 當事者が義務の履行を回避する目的を以て濫に調停の申立を爲すものと認むるときは裁判所は其の申立を却下することを得

第四條 爭議の目的たる土地又は建物が數箇所
の裁判所の管轄區域内に存する場合に於て調停の申立を受けたる地方裁判所又は區裁判所相當と認むるときは決定を以て事件を他の管轄地方裁判所又は區裁判所に移送することを得管轄権なき裁判所が調停の申立を受けたるとき亦同じ

前項の決定に對しては不服を申立つることを得ず
第五條 調停の申立を受理したる事件に付訴訟が繫屬するときは調停終了に至る迄訴訟手續を中止す

第六條 裁判所は期日を定め調停申立人及相手方を呼出し且調停の結果に付利害關係を有する者の参加を求むることを得

第七條 當事者又は利害關係人は自身出頭する場合に於て裁判所の許可を得たるときは代理人をして出頭せしむることを得

裁判所は何時にても前項の許可を取消すことを得

第八條 調停手續は之を公開せず但し裁判所は相當と認むる者の傍聴を許すことを得

第九條 費用を要する行爲に就ては當事者の一

方又は雙方をして費用を豫納せしむることを得

第十條 申立其の他の申述は書面又は口頭を以て之を爲すことを得

口頭を以て申述を爲す場合に於ては裁判所書記其の調書を作ることを要す

第十一條 調停に付ては裁判所書記其の調書を作ることを要す

第十二條 調停は裁判上の和解と同一の効力を有す

第十三條 裁判所は調停前調停の爲必要と認むる處分を命ずることを得

第十四條 裁判所が調停の申立を受けたるときは調停委員會を開くことを得

當事者雙方の申立あるときは裁判所は調停委員會を開く事を要す

第十五條 調停委員會は調停主任判事一名及調停委員二名以上を以て之を組織す

第十六條 調停主任判事は地方裁判所長毎年豫め之を指定す

調停委員は特別の知識經驗ある者に就き地方裁判所長が毎年豫め選任したる者又は當事者が合意を以て選定したる者の中より各事件に付調停主任判事之を指定す

第十七條 調停主任判事差支ある場合に於ける代理に付ては裁判所構成法を準用す

第十八條 調停委員會は當事者の意見を聴き適當と認むる者をして調停の補助を爲さしむることを得

第十九條 調停委員には旅費、日當及止宿料を給す

第二十條 調停委員會に於ける調停手續は調停主任判事之を指揮す

第二十一條 調停委員會の決議は調停委員の過半数の意見に依る可否同數なるときは調停判事の決する所に依る

第二十二條 調停委員會の評議は之を秘密とす

第二十三條 調停委員會は當事者又は利害關係人の陳述を聴き且必要と認むる證據調を爲すことを得

調停委員會は調停主任判事をして證據調を爲さしめ又は之を區裁判所に囑託することを得

證據調に付ては民事訴訟法の規定を準用す

證人及鑑定人の受くべき旅費日當及止宿料は民事訴訟費用法の規定に従ふ

第二十四條 期日に於て調停成らざるときは調停委員會は爭議の目的たる事項及手續の費用に付適當の調停條項を定め其の調書の正本を當事者に送付することを要す

當事者が前項の正本の送付を受けたる後一月内に調停委員會に異議を述べざるときは調停に服したるものと看做す

調停委員會は申立に因り前項の期間を伸長することを得

當事者が異議を述べたるときは調停委員會は其の旨を相手方に通知することを要す

第二十五條 調停委員會第三條に規定する事由ありと認むるときは調停を爲さざることを得

第二十六條 調停成りたるとき又は第二十四條第二項の規定に依り當事者が調停に服したるものと看做されるときは裁判所は調停主任判事の報告を聴き調停の認否に付決定を爲す

ことを要す

調停認可の決定に對しては不服を申立つることを得ず

調停不認可の決定に對しては民事訴訟法に従ひ即時抗告を爲すことを得

第二十七條 調停委員會を開きたる場合に於ては第六條及第七條に定むる裁判所の權限は調停主任判事に屬し第八條及第十三條に定むる裁判所の權限は調停委員會に屬す

第二十八條 裁判所は調停が著しく公正ならずと認むる場合に非ざれば調停不認可の決定を爲すことを得ず

第二十九條 調停委員會を開きたる場合に於ては調停は認可決定ありき限り裁判上の和解と同一の効力を有す

第三十條 調停の申立を爲すには手数料を納付することを要す

第三十一條 當事者又は利害關係人は手数料を納付して記録の閲覧若し謄寫又は其正本謄本抄本若し事件に關する證明書の付與を裁判所書記に求むることを得但し當事者が事件の繫屬中記録の閲覧又は謄寫を爲す場合に於ては手数料を納付することを要せず

第三十二條 第十九條の旅費日當止宿料及び前

第二條の手数料の額は勅令を以て之を定む

附則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

本法施行の地區は勅令を以て之を定む

提出理田書

借地及借家に關する紛争を圓滿に解決する爲調停機關を設置するの必要あり是れ本案を提出する所以なり